

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第11号

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市行政不服審査法施行条例
の一部を改正する条例

(名古屋市情報あんしん条例の一部改正)

第 1条 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 2条 名古屋市行政不服審査法施行条例（平成28年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。